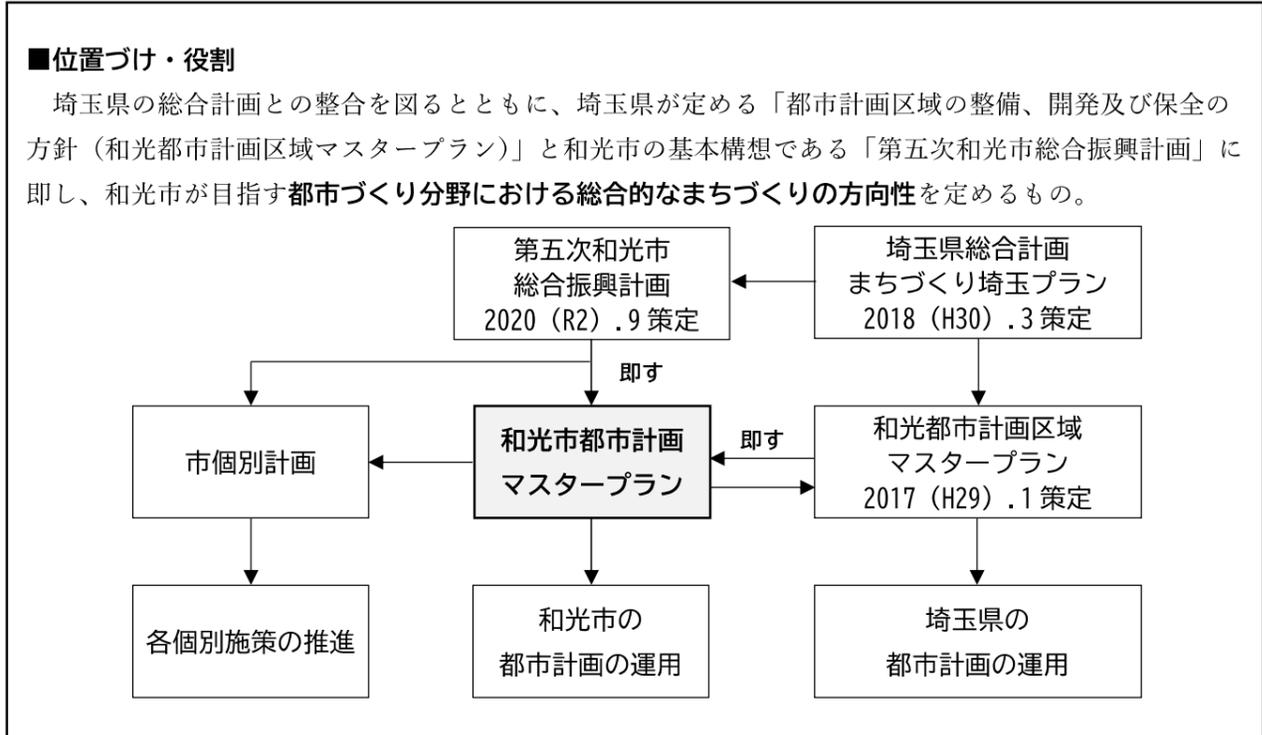
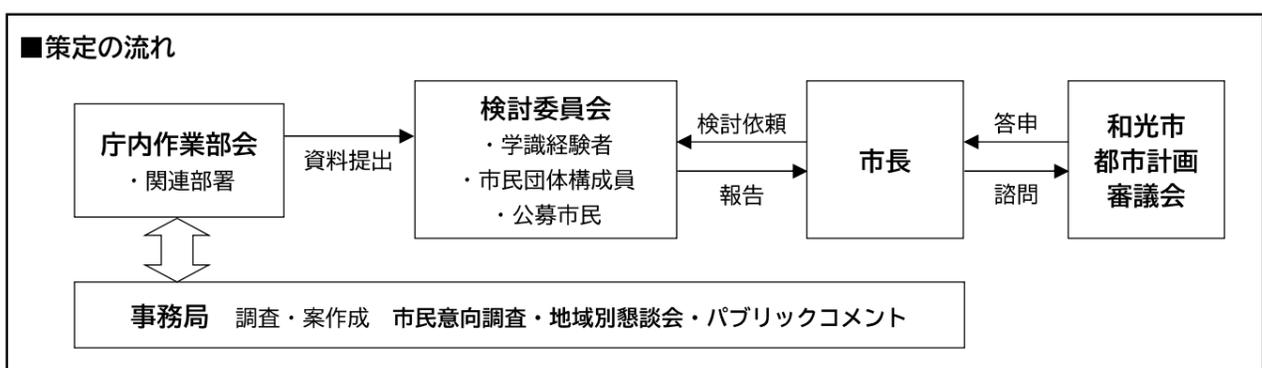


1. 和光市都市計画マスタープランについて

■目的
 都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」を定めるもの。和光市では2001（H13）.12に策定し、2014（H26）.3に改訂しており、今回、和光市を取り巻く社会情勢の変化や課題を踏まえて見直す。2022（R4）.3策定予定。



- 見直しにあたっての都市づくりの視点・考え方**
- ①新型コロナ危機を契機に生じた変化（都市機能、都市交通、オープンスペース、データ・新技術等）
 - ②頻発・激甚化する自然災害への対応（特措法一部改正：安全で魅力的なまちづくりの推進）
 - ③将来都市像「みんなをつなぐワクワクふるさと和光」の実現
 - ④SDGsを意識した取組み（レジリエントで持続可能な都市基盤の構築など）
 - ⑤市民意向調査（市民生活の目標像実現にあたっての基礎調査）
- など



2. 和光市都市計画マスタープランの構成

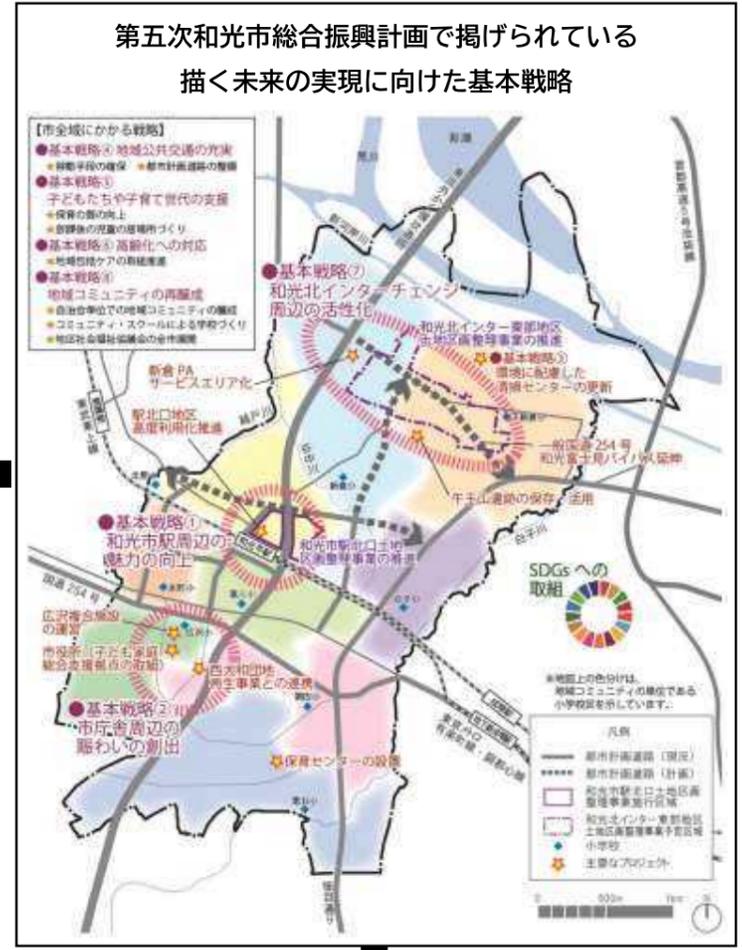
■全体構想（都市づくりの基本方針）

①都市ビジョン（まちづくりの基本理念）
 総合振興計画に即して、基本理念、将来都市像、将来都市構成について定める。将来都市構成では、「都市の骨格構造【拠点と軸】」「都市的土地利用と自然的土地利用【ゾーン】」を位置づける。

②分野別の都市づくり方針

- 土地利用**
土地利用方針（住・商・工・農）
- 都市施設**
交通、公園緑地、公共下水道、河川、生活関連施設
- 都市環境**
自然環境・農地、環境負荷軽減
- 都市景観**
景観軸、拠点、ゾーン、みどり
- 都市防災**
避難路・避難場所、防災・減災対策、水害予防

【ポイント】
交通：目指すべき都市構造・暮らしの実現手段として、「基盤施設」だけではなく「モビリティ」も検討
みどり：従来の保全的視点のみではなく、まち・暮らしの質を高める視点から、積極的に活用を検討
住・防災：市民意向調査等を踏まえ、和光市らしく、地域特性を踏まえた安全安心な住環境の形成



■地域別構想

第五次和光市総合振興計画に基づく9地区（小学校区）を基本に地域区分を検討
 生活関連施設や地域資源、周辺とのつながり等の地域特性を踏まえた地域区分

+

基本戦略に位置づけられている「和光市駅周辺、市庁舎周辺、和光北インターチェンジ周辺」など

↓

まちづくりの動向に合わせて、和光市域の中にまちづくりエリアがサツキの花のように生み出され、それぞれの地域が活性化していくことにより、**市域全体に広がるまちづくりの方針・ビジョンの策定**を目指す。

3. 策定スケジュール

